

島根県新型コロナウイルス対応経営革新支援事業補助金 交付要綱

(通則)

第1条 島根県新型コロナウイルス対応経営革新支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた又は受ける中小企業者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、収益力の向上を図るための取組で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく経営革新計画（以下「経営革新計画」という。）の承認を受けた事業（以下「間接補助事業」という。）の経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する中小企業者及び組合等であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有するものをいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (4) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (5) 県中央会 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された島根県中小企業団体中央会をいう。
- (6) 財団 公益財団法人しまね産業振興財団をいう。
- (7) 補助事業者 本事業に取り組もうとする中小企業者を支援する商工会、商工会議所、県中央会及び財団をいう。
- (8) 補助事業 補助事業者が間接補助事業者の間接補助事業に係る補助金を交

付する事業及び当該間接補助事業を支援する事業をいう。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、設備導入費、施設改修費、外注費、旅費、委託費、試作に係る材料費その他事業実施に必要と知事が認める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めるよう間接補助事業者に働きかけるものとする。
- 3 補助額は、上限を1千万円とし、下限を100万円とする。
- 4 補助率は、別表1のとおりとする。
- 5 間接補助事業の補助対象期間は、令和4年2月28日までとする。
- 6 補助事業の補助対象期間は、間接補助事業者の補助対象期間の期限から14日以内とする。

(間接補助事業の要件)

第5条 間接補助事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応する収益力の向上を図る取組を行う事業であること。
 - (2) 申請を行う事業と同一の内容で経営革新計画の承認を受けていること。
 - (3) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
 - (4) 国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
 - (5) 補助事業者による支援体制が整っていること。
 - (6) 金融機関による支援体制が整っていること。
- 2 間接補助事業者は、1申請を限度とする。

(間接補助事業者の要件)

第6条 間接補助事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす中小企業者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
- (2) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

- (3) 島根県税の滞納がないこと。
- (4) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。この場合において、間接補助事業者は、当該別紙のとおり誓約したものとする。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- (6) 日本標準産業分類における以下の業種に属する事業を主たる事業として営む事業者でないこと。
 - ・大分類 A（農業、林業）
 - ・大分類 B（漁業）
 - ・大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち
 - ・小分類 803（競輪・競馬等の競争場、競技団）
 - ・細分類 8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））
 - ・細分類 8096（娯楽に附帯するサービス業）のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ・大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち
 - ・中分類 93（政治・経済・文化団体）
 - ・中分類 94（宗教）

（補助金交付の申請）

- 第 7 条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 1-1 号）に関係書類を添えて、補助事業者に申請しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項で申請した間接補助事業と同じ内容を含む事業について、同時期に公募されている事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等（以下「国事業」という。）を申請することができる。ただし、国事業の採択を受けたときは、この補助金の交付の申請を取り下げなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、県から補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 1-2 号）に関係書類を添えて、県に申請しなければならない。なお、1 間接補助事業者毎に申請をするものとする。

（補助金交付の決定）

- 第 8 条 県は、前条第 3 項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第 2-1 号）を補助事業者に通知しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による通知があった場合には、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2-2号）を間接補助事業者に通知しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定による通知に際して、第2項の条件があるときは、当該条件を付して通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 間接補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第3項の規定による通知を受けた日から10日以内に補助事業者に交付申請取下書（様式第3-1号）をもって申し出なければならない。

- 2 間接補助事業者は、第7条第2項の規定により、国事業の採択の通知を受けたときは、速やかに補助事業者に交付申請取下書（様式第3-1号）をもって申し出なければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び前項の規定による申出があったときは、交付申請取下書（様式第3-2号）を県に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助事業の計画変更の承認等）

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業の内容又は補助対象経費の配分された額を変更しようとするときは、計画変更申請書（様式第4-1号）を補助事業者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容を確認し、変更が妥当であると認められるときは、計画変更申請書（様式第4-2号）に関係書類を添えて、県に提出しなければならない。
- 3 県は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を確認し、計画変更承認の可否（様式第5-1号）を補助事業者に通知しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに計画変更承認の可否（様式第5-2号）を間接補助事業者に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、

中止（廃止）申請書（様式第 6-1 号）を補助事業者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容を確認し、補助事業の中止又は廃止が妥当であると認められるときは、中止（廃止）申請書（様式第 6-2 号）を関係書類を添えて、県に申請しなければならない。
- 3 県は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を確認し、中止（廃止）申請の回答（様式第 7-1 号）を補助事業者に通知しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに中止（廃止）申請の回答（様式第 7-2 号）を間接補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日を経過する日又は補助対象期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 8-1 号）を補助事業者に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の書類審査及び現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条に基づく変更の承認があるときは、その変更後の内容）及び付した条件に適合すると認めたときは、間接補助事業者から報告のあった日から 14 日以内に実績報告書（様式第 8-2 号）を県に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 県は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 9-1 号）を補助事業者に通知しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに確定通知書（様式第 9-2 号）を間接補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第 15 条 間接補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書（様式第 10-1 号）を補助事業者に請求しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による請求があったときは、精算払請求書（様式第 10-2 号）を県に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第 16 条 補助事業者は、第 11 条の規定に基づく補助事業の内容若しくは補助対象経費の配分された額の変更の承認を行った場合、第 12 条の規定に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認を行った場合又は別表 3 の規定に該当すると判断したときは、県に報告しなければならない。

2 県は、前項の規定による報告を受けたときは、補助事業者の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による取消又は変更があったときは、間接補助事業者への交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更しなければならない。

4 補助事業者は、前項の規定による取消又は変更をした場合において、すでに当該取消又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、県へ返還しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 17 条 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が 50 万円以上又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、間接補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、処分承認申請書（様式第 12-1 号）を補助事業者に申請し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定による申請があったときは、処分承認申請書（様式第 12-2 号）を県に申請しなければならない。

4 県は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、処分承認適否の回答（様式第 13-1 号）を補助事業者に通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、処分承認適否の回答（様式第 13-2 号）を間接補助事業者に通知しなければならない。

6 補助事業者は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(産業財産権等に関する届出)

第 18 条 間接補助事業者は、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を事業実施期間内に

出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書（様式第 14-1 号）を補助事業者に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書（様式第 14-2 号）を関係書類を添えて、県に届け出なければならない。

（収益納付）

第 19 条 補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施期間内に、間接補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他間接補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、間接補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による納付を受けたときは、遅滞なく県に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助率

区分	中小企業者 (小規模事業者以外)		小規模事業者	
	なし	あり	なし	あり
新型コロナウイルス感染症関連融資の利用				
補助率	1 / 3	1 / 2	1 / 2	2 / 3

注) 新型コロナウイルス感染症関連融資の利用については、令和 3 年 7 月 31 日時点の都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る借入残高による。

別表 2 (第 11 条関係)

補助事業の軽微な変更

変更事由	軽微な変更該当する場合
内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき ・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるとき
補助対象経費の配分された額の変更	補助対象経費の経費間の配分額が、いずれか低い額の 10 パーセント以内での流用増減であるとき

別表 3 (第 16 条関係)

補助金の交付決定の取消事由

間接補助事業者が、法令、交付要綱又は別に定める規定に基づく補助事業者の指示等に違反したとき。
間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用したとき。
間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をしたとき。
間接補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続できなくなったとき。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県新型コロナウイルス対応経営革新支援補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。